東京都の面積が確定しないわけ 背後に「領土」争いも

動画で「東京ふしぎ探検隊」

#東京ふしぎ探検隊 #コラム

2022/6/12 5:00 [有料会員限定]

Play Video

47都道府県の中で3番目に面積が小さい東京都。しかしその面積は、年々少しずつだが広がっている。背景にあるのが埋め立ての進行だ。都道府県によっては境界紛争も面積に影響している。境界を巡る争いとと、面積の謎を追った。

■中央防波堤の地名は「大田区令和島」と「江東区海の森」

東京湾にある埋め立て地、中央防波堤を訪れると、うっそうと生い茂る草木の間に真新しい住居表示板が埋もれていた。「大田区令和島二丁目」と書いてある。2020年6月に誕生した新しい地名だ。令和がつく地名は全国でも最初だといわれている。大田区内には昭和島や平和島があるので、大田区らしい地名ともいえる。中央防波堤は長らく、大田区と江東区の間で帰属を巡って争ってきた。埋め立てが始まった1973年（昭和48年）からというから驚きだ。当初は中央区や港区、品川区も帰属を主張していたが、2002年以降は江東区と大田区に絞られた。

17年には東京都が調停に乗り出した。約500ヘクタールの土地のうち、86.2%は江東区、13.8%は大田区に属するという案を両者に提示したが、大田区が受け入れず、法廷闘争に発展した。

争いが長期化した背景には、「東京五輪を我が区に」という思惑と、将来の開発を見据えた期待がある。江東区にとっては、長年苦しめられてきたごみ処理を巡る感情論も底流にあった。

この争いがようやく決着したのが19年。東京地裁の判決を受けて、79.3%が江東区、20.7%が大田区となったのだ。大田区の土地は区民の公募により令和島と名付けられ、江東区側は「海の森」という地名になった。

東京湾に新しい埋め立て地、中央防波堤ができたことは東京都の面積にも影響した。国土地理院によると、22年1月1日時点の東京都の面積は2194平方キロメートルと、10年前と比べおよそ5.4平方キロメートル大きくなった。国土地理院の担当者はその理由として「中央防波堤と西之島」を挙げた。

5.4平方キロというのは東京ドームに換算すると114個ほど入る広さだ。体感としては意外と広いことが分かる。

■日本の面積、20年間で94平方キロ広く

日本全体の面積も、埋め立てなどに伴い徐々に広くなっている。日本の国土面積は22年1月時点で37万7974平方キロで、10年前からは約14平方キロ、20年前からは約94平方キロ大きくなった。東京だけでなく、大阪などでも埋め立てが進んだことが影響している。

ちなみに、1987年までは日本で最も面積の小さい都道府県は大阪府で、次が香川県だった。これが88年に逆転。以来、日本最小の都道府県は香川県となっている。埋め立てで大阪の面積が増えたこと、香川の面積が境界画定などに伴い減ったことが影響した。■東京にも境界未画定地 千葉や埼玉と紛争続く

さて、徐々に広くなっている東京都の面積だが、実は確定値ではない。なぜかというと、隣接する県との間で境界が定まっていない場所があるからだ。

東京都と県をまたぐ場所で境界線が決まっていない場所は3カ所ある。1つ目は以前取り上げた葛西と舞浜のあたり。東京都江戸川区と千葉県浦安市の境界が定まっていない。

2つ目が同じく江戸川区と千葉県市川市に挟まれた場所、「河原番外地」だ。

1919年（大正8年）、水害対策で江戸川の河口部を開削し、江戸川放水路を造った。江戸川は旧江戸川と江戸川放水路に分岐し、放水路の方が本流となった。このとき、旧江戸川の流れを西側に変えたことが、問題をややこしくした。

放水路ができる前は、旧江戸川の真ん中が都県境だった。こうした経緯から、市川市は境界線は川の真ん中のまま、つまり境界線も川の流れとともに西側に移動すべきだ、と主張している。これに対して江戸川区はもともとの境界線をそのまま維持するよう訴えた。川の流れを変えたことによって生まれた中州の一部は江戸川区に属している、という主張だ。

江戸川区の担当者に聞いたところ、2009年に江戸川区長と市川市長が会談した際、他の諸問題と並んで境界問題が話題となったが、進展はなかった。その後、両者の間で話し合いはもたれていない。

河原番外地を訪れると、野球のグラウンドがあった。ここは市川市が管理しているという。一方、国土交通省の出張所は暫定的に江戸川区に仕分けされ、電話番号も「03」だ。旧江戸川の水門は国の施設だ。番外地に住民はおらず、大きな問題はないという。花火大会を共同で開催するなど関係は良好だ。境界未画定の地、3カ所目は水元公園。葛飾区と埼玉県三郷市の境界が定まっていない。

こちらも江戸時代から争いが続いている。江戸時代に水害を防ぐため、「小合溜（こあいだめ）」という池を造ったが、この池のどこに境界線を引くか、合意できていない。

三郷市は「もともと川をせき止めて人工的に造った池なので、河川同様、中央を境界線とすべきだ」と主張している。一方の葛飾区は「池全体が葛飾区に属する」との立場を崩していない。行政上の不都合がないことから、こちらも問題は棚上げされたままだ。

こうした境界が定まっていない場所があると、都道府県の面積はどうなるのだろうか。国土地理院に聞くと、参考値という形で暫定的に決めているという。ただあくまで参考値なので、境界が正式に決まると面積が変動する。

国土地理院によると、22年1月時点で21都県が隣の都県との境界問題を抱えており、いまだ面積が確定していない。しかもこの状態は10年以上続いている。全都道府県の面積が確定する日は、果たしてやってくるのだろうか。

（河尻定、塚本直樹、高橋丈三郎）